

桜上水四丁目交流会実行委員会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、桜上水四丁目交流会実行委員会（以下、「委員会」という。）という。

（目的）

第2条 委員会は、「桜上水四丁目交流会」（以下「交流会」という。）を通じて、地域の住民が楽しく安心安全に過ごせるまちづくりに寄与すること、及び多くの人に町内会の存在を身近に感じてもらい将来の町会の担い手を増やすことを目的とする。

（組織）

第3条 委員会は、桜上水四丁目町会役員会（以下「役員会」という。）からは独立したものとし、前条の目的に賛同する者をもって構成する。

（事業）

第4条 委員会は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 交流会開催に関する事業。
- (2) その他目的達成のために必要と認められる事業。

2 委員会は、事業遂行に当たり役員会と連携して取り組むものとする。

（構成）

第5条 委員会は、別表に掲げる役職の者を委員として構成する。

（実行委員長の選任）

第6条 委員会に「実行委員長」（以下、「委員長」とする。）を2名置き、委員長は委員の互選により定める。

（委員長の職務）

第7条 委員長は会務を統括し、委員会を代表する。

（任期）

第8条 委員長及び委員の任期は、委員会の解散までとする。

（経費）

第9条 委員会での必要経費は役員会会計に申請し、役員会会計が支払いすることとする。

（会計年度）

第10条 委員会の会計年度は、役員会に準ずる。

（会議）

第11条 委員会の会議は、委員長が招集し会議の議長となる。

- 2 会議の日程・場所・手段（ZOOMなど）は、メンバーの合議によって決定する。
- 3 会議には子供連れでの参加も認めることとする。

（会議の議事録）

第12条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時・場所・出席者

- (2) 議決事項
- (3) 議事の経過の概要及びその結果

(補則)

第13条 この会則に定めるもののほか、必要な事項については、会議においてこれを定める。

附則

この会則は、○年○月○日から施行する。

以上